

問 最近、テレビ、新聞の記事を見ると、よく目にするのが高齢者による交通事故だ。

高齢者の皆さまが、車の運転を控え、バスを利用する為バス停に椅子を設置することは、出来ないかお聞きしたい。

建設部長 バス停にベンチを設置する場合は、道路法第32条により、各道路管理者の許可を受けなければなりません。

許可条件としては、ベンチ設置後も幅員が2メートル以上確保できる歩道であること。

またベンチは原則として、固定式で十分な安全性、

◇まちづくり
◇子育て支援
◇県営住宅



大城清松 議員

問 耐久性を具備するものであること等が定められております。

設置者としては、路線バス事業者や地方公共団体、自治会、その他が考えられますが、的確な管理能力を有する者であることが必要になります。

ベンチを設置する場合はバス停の現場条件や利用状況、また設置者についてどこが適当なのか、安全面は確保できるのかなどを含め、また設置が可能なのか、今後検討していきたいと考えております。

問 新設の県道には設置は予定されているのか。

土木課長 新設の県道については、ベンチの設置するかどうかについては、まだ中部土木事務所と確認しておりません。

恐らくベンチ設置する場合は、バス停の上屋を一緒に整備すると思います。今後中部土木事務所を確認をして、また必要であれば要望していきたいと考えております。

問 高校卒業までの入院費助成制度を、次年度の予算に検討していくこ



バス停に設置されたベンチ (イメージ、役場前)

問 祭は他府県に比べて派手すぎると思っております。本部町、今帰仁村では独自で運営されて居ります。利便性が高く、最寄り性が必要であり、大体15分〜20分程度の移動で可能な場所、質素で安価であるべきと思っております。

町長 計画の段階で、補助金メニューの目処が立って居りません。冠婚葬祭のあり方については華美に走り過ぎる。内容について調査検討項目が十分なされていないのが実情であり、今後議論を深めていきたいと思っております。

問 計画の段階で、補助金メニューの目処が立って居りません。冠婚葬祭のあり方については華美に走り過ぎる。内容について調査検討項目が十分なされていないのが実情であり、今後議論を深めていきたいと思っております。

町長 計画の段階で、補助金メニューの目処が立って居りません。冠婚葬祭のあり方については華美に走り過ぎる。内容について調査検討項目が十分なされていないのが実情であり、今後議論を深めていきたいと思っております。

とはできないか、お聞きしたい。

福祉部長 高校生まで入院費を助成するようになりますと、その財源はすべて町単独予算で実施することになりますので、実施が可能であるか、再度財政部局とも調整しながら検討してみたいと思っております。

問 坂田高層住宅の公園側進入路に関して、県に要望している。町行政の力をお借りしたい。

建設部長 この件については、自治会の方と今までの要望の内容などを確認しながら、今後の対応について町のほうも、一緒に対応していきたいと考えております。

問 小橋川区域内の小橋川4号線は交通量の増加が顕著になっている。特に朝夕の時間帯は通過車両が多く、ヒヤリ・ハットの状況にあり事故発生が懸念される。小橋川4号線沿いに小橋川一七一一五番地前の道路に事故防止の為の一時停止ラインの線引をする必要があると思うが。

建設部長 現場を調査したところ小橋川4号線から降りてくる場合、道路勾配もあり見通しも悪い状況である為、町としても交通安全の為一時停止の規制が必要と感じております。停止線等の路面標示は、基本的に警察、公安委員会の直轄と



内間橋

◇小橋川4号線に一時停止ラインを
◇内間橋の拡張を
◇団体への補助金は



有田力 議員

問 町内、字小橋川と字内間橋を繋いでいる内間橋は架橋後、かなりの年数が経過している。反面、当該内間橋を通過する交通量は以前より、かなり増加しており幅員が狭く危険性が高い状況にある。内間橋を拡張する必要があるのではないかと。

町長 私も日常的にこの橋をよく利用しております。確かに幅員六メートルと言えども交差する時、車両は中に入ってこられない。と言っているのはカブがつかって非常に危険な状態で相手の車両を通す為に、一旦停車し通過させてから橋を渡るような状況である。この橋の構造そのものが今後、何か検討できないか事務方と調整をさせて戴きたいと思っております。

問 町は各種団体へ補助金を交付しているが義務付けしている実績報告は漏れなく提出されているか。又、実績報告の検証結果はどうなっているのか。

総務部長 補助金を支出する所管課で実績報告書を受

なるので浦添署と協議したいと思っております。

問 町内、字小橋川と字内間橋を繋いでいる内間橋は架橋後、かなりの年数が経過している。反面、当該内間橋を通過する交通量は以前より、かなり増加しており幅員が狭く危険性が高い状況にある。内間橋を拡張する必要があるのではないかと。

町長 私も日常的にこの橋をよく利用しております。確かに幅員六メートルと言えども交差する時、車両は中に入ってこられない。と言っているのはカブがつかって非常に危険な状態で相手の車両を通す為に、一旦停車し通過させてから橋を渡るような状況である。この橋の構造そのものが今後、何か検討できないか事務方と調整をさせて戴きたいと思っております。

問 各種団体に対する補助金の平成26年度要求額は36団体で551万円となっており、前年度実績も十分勘案する中で、「町補助金の交付に関する規則」の補助金交付基準に基づいて対応していきたいと考えております。

ります。全団体分を受理し所管課での検証の結果、適正でありました。

問 沖繩振興特別推進交付金の町負担を確保するの厳しい財政状況だと町長は切々と述べておられます。この現状下で平成26年度は各種団体に対する補助金はどのよう対応するのか。

総務部長 各種団体に対する補助金の平成26年度要求額は36団体で551万円となっており、前年度実績も十分勘案する中で、「町補助金の交付に関する規則」の補助金交付基準に基づいて対応していきたいと考えております。

◇広域火葬場、葬斎場の進捗を問う



大城好弘 議員

問 広域5市町村、西原、中城、北中城、宜野湾、北谷町による火葬場と葬斎場建設の進捗について。

(1) 火葬場、葬斎場の概要 (2) 建設地および建設費 (3) 経営、管理運営 (4) 採算と負担額 (5) 供用開始時期

総務部長 平成25年11月に市町村長会議で候補地を中城村一カ所に絞り込んでおります。今後、地権者及び地域説明会を行い、施設規模、事業費の精査、財源の確保など検討を重ねた上で候補地を最終決定します。総事業費は40億円を最大規模で見込んでおり、今後精査していくこととなります。

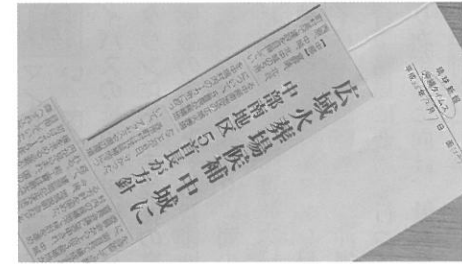
問 火葬場はいなんせをモデルにしているとの答弁だが、例えば火葬料等について具体的説明を求めたい。

町民生活課長 那覇市、浦添市内は2万5千円、圏内は5万、圏外は6万円となっており居ります。

問 計画の概要が大きすぎるとは思いますが、5市町村の中には別々という考え方もありまだ決定して居りません。

問 火葬場はいなんせをモデルにしているとの答弁だが、例えば火葬料等について具体的説明を求めたい。

町民生活課長 那覇市、浦添市内は2万5千円、圏内は5万、圏外は6万円となっており居ります。



広域火葬場・葬祭場を報じる新聞記事

問 本町の自治会事務所建設等の助成は、町補助金と宝くじのコミュニティ事業だが、コミュニティ事業は事務所建設助成では県内では年に3件しか認められないほど非常に厳しい枠。台団地自治会が同事業を活用して自治会事務所建設に向けて手続きを進めていたが、今年度中に間に合わないという事で活用ができなくなった。自治会事務所は地域の拠点、対応しなければならぬ問題と考える。自治会事務所建設等の助成に一括交付金の活用を考えては。

総務部長 県に確認したところ、「防災機能強化のため

問 小波津区内から東部消防出張所を結ぶ町道内にある養鶏所から県道155号線へ抜ける農道の整備を。

建設部長 当該道路は未整備で大雨の度に、対応に苦慮している。また、県道一五五号線を結ぶ連絡路であり、利便性向上のために整備の必要性を感じている。道路維持の一環でアスファ



小波津地域内農道

◇自治会事務所建設補助
◇住環境整備
◇文化財を積極的に町指定へ



呉屋悟 議員

問 南風原町長から情報提供があった。防災機能拠点を有するかどうかが大車、南風原町とも連携を図り実現可能性について引き続き追求していく。

問 三世代交流施設建設の担当課は福祉課であるが、同課だけで対応できるのか心配である。建設部も含めて対応すべきではないか。

副町長 今年は用地確保を目指しているが、施設となると福祉課では厳しいことが想定され、技術職の専門的な見地からの助言など、検討する必要がある。

めに改修費を補助する事例はあるが、公民館として新築補助を行う事例はない。可能性は低いと思うが今後検討を重ねたい。

町長 南風原町長から情報提供があった。防災機能拠点を有するかどうかが大車、南風原町とも連携を図り実現可能性について引き続き追求していく。

問 三世代交流施設建設の担当課は福祉課であるが、同課だけで対応できるのか心配である。建設部も含めて対応すべきではないか。

副町長 今年は用地確保を目指しているが、施設となると福祉課では厳しいことが想定され、技術職の専門的な見地からの助言など、検討する必要がある。

問 「小波津の棒」、「翁長のヨシシー」、「棚原の弥助」など無形民俗文化財は、地域・住民が大切に守り、継承している宝であり、町の誇る文化財であるが未指定のままである。関係者からの申請を待つのではなく、町が積極的に文化財の指定をすべきでは。

生涯学習課長 有形・無形ともに文化財指定に向けて取り組んでいきたい。無形文化財は、あらかじめ保持者、保持団体の認定も合わせて行うことになる。申請の周知も図りながら積極的に取り組んでいきたい。